

令和3年3月25日

公益社団法人 日本通信販売協会 御中

令和3年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（2月～5月）について
（ご協力のお願い）

平素から青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、内閣府を始めとする関係省庁（内閣官房・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）では、別紙のとおり、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨及び下記の事項について御理解をいただき、ペアレンタルコントロールの普及やフィルタリングの利用促進、インターネットリテラシーの向上に向けた啓発活動等についてご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 ペアレンタルコントロール（保護者による管理）

保護者は、家庭において青少年を監護・養育する立場にあり、自らの教育方針に基づいて、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができる環境を整備する役割を担うものである。インターネットの利用環境を始めとする社会環境は大きく変化していることから、それに合わせて保護者の意識向上がより重要になる。そのような状況を踏まえ、保護者は、青少年の置かれている環境やその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理することが必要である。

2 積極的なフィルタリングの利用

保護者は、子供のスマートフォン等のインターネットの活用の際し、子供とインターネットのリスクについて話し合うなどによって積極的にフィルタリングを活用すること。青少年の発達段階に応じたカスタマイズ機能の整備が進んでいるが、その利用を検討するなどによって、フィルタリングの活用を進めること。また、親子でスマートフォンを共用している場合は、保護者のスマートフォンにおけるフィルタリングの利用を検討すること。

なお、青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話会社（いわゆる

格安スマートフォン会社（MVNO）も含む。）と契約代理店には、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、次の義務が課せられている。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の使用者が青少年（18歳未満）か確認すること。
- ・契約締結者が青少年であった場合にはその青少年に対して、携帯電話端末の使用者が青少年であった場合には、その保護者に対して、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨並びにフィルタリング及びその有効化措置（フィルタリングソフトやOSの設定）の必要性と内容を説明すること。
- ・通信サービスと端末をセット販売している場合には、フィルタリングの有効化措置を講じること。

3 時間管理機能、課金制限機能等による適切な利用

青少年のスマートフォン等の利用状況を把握し、利用時間の制限・調整、課金管理等が行える、時間管理機能、課金制限機能等を活用すること。

4 話し合いによる家庭内ルールづくり

ネット利用が拡大するにつれ、SNS等に起因する青少年の犯罪被害、誹謗中傷や自撮り画像配信等の情報発信を契機とするトラブル、低年齢化や長時間利用等に伴う問題、高額課金やネット詐欺等の消費者問題等が生じている。スマートフォン等の不適切な利用によるリスクについて家庭で話し合い、正しい生活習慣づくりやインターネットを正しく利用するための家庭内ルールを作ること。

ルールづくりにおいては、青少年の発達段階、インターネットに関する知識、コミュニケーション能力等に応じるものとし、成長・能力向上に伴い定期的に見直すこと。

5 参考資料

資料1 青少年インターネット環境整備法・関係法令

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/hourei.html

資料2 普及啓発リーフレット集【内閣府】

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html

資料3 インターネットトラブル事例集【総務省】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

資料4 #NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）【総務省】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/no-heart-no-sns.html

資料5 インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項【経済産業省】

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html

- 資料6 ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2020/02/05/20200205-mxt_jogai01_001.pdf（小学校低学年用）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2020/02/05/20200205-mxt_jogai01_002.pdf（小学校高学年・中学生用）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2020/02/05/20200205-mxt_jogai01_003.pdf（高校生用）
- 資料7 インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレット【警察庁・文部科学省】
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm（P）
- 資料8 インターネットによる人権侵害をなくしましょう【法務省】
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
- 資料9 子供の性被害対策【警察庁】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/index.html
- 資料10 SNSの誹謗中傷 あなたが奪うもの、失うもの
～#NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）～
【政府広報オンライン】
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.html>
- 資料11 自撮り被害が増加！SNS上の出会いに要注意！！
【政府インターネットテレビ】
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16428.html>

(連絡先)

経済産業省商務情報政策局情報経済課
デジタル取引環境整備室

室長 日置
担当 佐久間

03-3501-0397（内線 3961）

別紙

令和3年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

1 趣旨・目的

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を利用するようになっている。

一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適切な利用により、思いがけず他人のプライバシーを侵害してしまったり、青少年が犯罪の被害者や加害者となってしまうケース、SNSを利用した誘い出しにより、青少年が犯罪被害に巻き込まれる事例等、深刻な問題も発生しているところである。

未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォンやSNS等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっている。

このような認識の下、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、スマートフォンやSNS等を安全・安心に利用できるよう、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者とこれを利用する青少年及び保護者、学校等の関係者が連携、協力し、フィルタリングや時間管理機能、課金制限機能等の利用促進等及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動等の取組を集中的に展開する。

2 実施期間

令和3（2021）年2月～令和3（2021）年5月

3 参加府省庁

内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省